

B **G** 海洋クラブ 登録の手引き

2018年5月

公益財団法人フルーシー・アンド・グリーンランド財団

1. 海洋クラブってなに？

「B & G海洋クラブ」は、マリンスポーツの実践活動や水辺の安全教室を通じて、青少年の心と身体を鍛え、海に対する理解を深め、地域の活性化など社会に貢献できる組織づくりをボートレースの収益金を活用して、B & G財団が支援する制度です。

2018年3月現在284クラブが活動を行っています。

●海洋クラブ登録制度の概要

- ・B & G財団の趣旨に賛同し、水辺の安全教育活動などを推進してください。
- ・マリンスポーツ活動や舟艇を使わない水辺の活動を実施する団体を対象に、審査の上、登録クラブには、**上限200万円**の活動器材を**3か年無償貸与**します。
※活動人数、活動内容、活動計画、実績等に応じて、**200万円以下、50万円以下**の2種類の上限設定があります。
- ・年間300人以上の計画書等を含む申請書一式を提出してください。
- ・登録後、**毎月活動人数の報告**や**活動実績報告書**などを提出してください。
- ・メディア等を活用し、活動を広報してください。
- ・**3か年の活動実績により、貸与した器材を無償譲渡**します。

テーマ 「Change」、「Challenge」



マリンスポーツや水辺の環境学習、水生観察など
水辺での自然体験活動を実施する団体を支援します。

水辺に親しむ子供たちをB & Gと一緒に育てていきましょう！



2. クラブ登録要件

以下、手引きをよくお読みいただき、申請を行ってください。

(1) クラブの組織

クラブの組織は、次の条件を満たすことが必要です。

役職	人数	内容
①代表者	1名	クラブの趣旨に賛同し、クラブの運営や指導に携わる方々の代表者。成人であること。
②指導者・運営スタッフ	5名以上	マリンスポーツや水生観察などを指導しながら、水辺で安全な活動を行うことができる指導者・運営スタッフ。
③事務担当者	1名以上	財団との連絡窓口となり、クラブの活動詳細に精通し、財団からの案内の確認や報告を行える方。

①・②・③は兼務可。

対象参加者は、クラブ会員対象または不特定多数対象またはその両方を対象としてもよい。

(2) クラブの活動拠点

①水辺の活動環境

- ・海や川、湖などの定期的に活動ができる自然フィールドを確保できる。
- ・活動は、水上でなくても、ビーチや河川、湖畔など水際の場所も含まれます。

②活動器材の保管場所

- ・無償貸与される活動器材を安全な状態で保管できる場所が確保できる。
- ・保管場所の建物にクラブ名の看板表示ができる。

(3) クラブの活動内容

毎年夏になると悲しい水の事故が後を絶ちません。そのため、財団では安全に楽しく水辺活動を行っていただくため、当財団では「水辺の安全教育」を積極的に実施しており、クラブ登録後には、次の7つを実施してください。

①水辺の安全教育プログラムの実施（年3回以上）
財団が推進している水辺の安全教育に関する活動に取り組んでください。 ※水辺の安全教育プログラムの詳細 https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/detail.html#download
②「海の日」事業の実施
「海の日」周辺で「海の日」にちなんだ「体験会」や「観察会」の実施をしてください。
③クリーン活動の実施（年2回以上）
活動日の前後に、日頃活動している水面を定期的に清掃し、環境意識の向上と地域愛を育むことを目的にクリーン活動を実施してください。
④その他各年度の重点事業などの実施・協力
各年度における重点事業や推進事業の積極的に実施・協力をお願いいたします。
⑤活動人数の入力（毎月15日まで）
前月のクラブ活動人数を財団の専用システム「B & Gコンパス」に入力してください。
⑥毎年度事業計画書等の提出
毎年年度末に、当年度の活動報告書、決算書、次年度の活動計画書・予算書などを提出してください。
⑦メディア広報（新聞、SNS、財団 Web など）で年間5回以上
メディアを通じて、海洋クラブの活動を積極的に情報発信してください。

3. 財団が支援する内容

(1) 対象団体・活動と活動器材の申請区分

年間活動人数と活動内容や今後の計画等を総合的に審査します。

◆対象となる団体

青少年や地域住民に対して水辺に親しむ活動に定期的に取り組む団体が対象となる。

◆対象となる活動

- ①カヌーやSUP、ヨットなどの舟艇器材を活用した活動
- ②水生生物の観察、水質の保全、漂流ゴミ調査など水の環境に関する活動
- ③舟艇器材を使わない水辺でのレクリエーションを行う活動
- ④ビーチクリーン活動などのように自治体や地域と連携した親水活動など

②、③、④については今年度から新たに対象として追加した。

原則、年間 10 日以上活動している団体であることとします。

区分	登録前の年間実績活動人数	無償貸与器材金額
Aタイプ	600人以上	200万円以下
Bタイプ	300人以上	50万円以下

※Aタイプについて、特に優れた団体は200万円以内、それ以外の団体は、200万円から概ね50%の支援とします。

(2)活動器材の範囲

希望する活動器材の範囲は次のとおりです。

●対象となる器材

- ①. 申請書の計画に必要不可欠な、単価3000円以上のもの
- ②. 繰り返し利用でき、使用可能期間が複数年に渡ると見込めるもの
- ③. 活動内容の充実や活動人数の増加が見込めるもの

●対象外となる器材(原則)

- ①. 消耗品類
- ②. 特定の個人が使用するもの
- ③. 部品、パーツ、装備品類

※水面での活動にはライフジャケットの着用など、十分な安全管理を義務付けています。

※器材例は、別紙をご確認ください。

4. クラブ登録申請書類の提出など

(1)申請書類一式

申請期限:2018年6月29日(金) 必着

①海洋クラブ登録申請書 兼誓約書	申請書に押印が必要となります。
②クラブ明細書	クラブの詳細を記入し、水面、舟艇保管場所の利用に際し同意書や許可書が必要な場合、その写しを添付してください。
③クラブ登録申請理由書	具体的な申請理由と登録後の活動をアピールしてください。
④申請器材事業計画書	登録後の実施計画と計画に必要な申請器材を記入してください。
⑤指導者名簿	指導者の保有資格、指導歴などを名簿に記入してください。
⑥年間活動計画書	クラブ全体の活動とマリンスポーツの活動を区分して、記入してください。年間300人以上の計画書を提出してください。
⑦年間活動実績報告書	クラブ全体の活動とマリンスポーツの活動を区分して、記入してください。
⑧収支決算書/予算書	直近の決算書と次年度の予算書を作成してください。
⑨代表者経歴書	市販の履歴書を使用、写真を添付してください。
⑩活動に関する調査票	調査項目の各質問にご回答ください。
⑪保有活動器材一覧	申請時点で保有している活動器材を記入してください。
⑫PR 事業報告書	既存の活動でアピールしたい事業を選び、事業概要を記入してください。
⑬指定管理者仕様書等	指定管理者からの申請の場合、提出してください。
⑭位置図	Google map 等で使用水面、艇置場の位置を記入してください。
⑮写真	使用水面全体、水際(舟艇乗降場所)状況、舟艇保管場所の写真を添付してください。



5. 申請受付からのスケジュール

申請受付からのスケジュールはおおむね次のとおりです。

項目	時期	内容
申請締め切り日	6月29日(金)	締め切り日までの必着となります
1次審査	7月頃	申請書類等による書類審査
2次審査	7月～8月頃	現地調査
最終審査	8月～9月頃	最終現地調査
登録決定	9月～10月頃	登録通知文と登録証の送付 相談の上、配備する活動器材を決定
活動器材配備	11月～12月頃	納品写真と受領書を提出いただく
無償貸与契約	12月頃 ※6.(1)を参照	器材配備後、無償貸与契約書を締結
活動器材配備式	11月～6月頃 ※6.(1)を参照	器材配備後、お披露目式典を実施
登録団体紹介	3月頃まで	新規登録団体を財団 SNS 等で紹介

6. 登録後の手続きと注意点

(1) 活動器材の無償貸与及び配備式の実施

申請書に記載の器材を審査の上、無償貸与し、財団とクラブ間で「活動器材無償貸付契約」を締結します。

活動器材配備後、納品写真データの送付と、器材受領書の提出していただきます。

クラブの発足と活動器材の配備を、広く地域にPRして、クラブ活動の活性化を図るため、「活動器材配備式」と初出艇イベントを合わせて実施します。



(2)活動開始

海洋クラブに登録後、年間300人以上(4ページのAタイプの場合、年間600人以上)の規模で活動してください。

7. 活動開始後の支援等

(1)貸与器材の無償譲渡

無償貸与期間の3年間において、「今後も良好な活動が行われる」団体に、貸与器材を無償譲渡します。

登録時の実施計画の履行状況や活動人数、活動人数の実績など総合的に判断します。

※活動人数や活動日数は実績で判断します。

※(4)クラブ評価制度にて詳細説明。

(2)活動器材の追加・再配備

活動器材の無償譲渡後、活発な活動を行うクラブは、活動器材の「追加・再配備」の支援を受けることができます。

毎年3月頃募集開始し、提出された申請書類を審査し、配備の可否を決定します。

項目	内容
再配備	破損、老朽化した活動器材の更新
追加配備	利用者拡大、新たな事業の実施などに必要な追加器材の配備

(3)器材の返却、配備費用の弁償

本手引きや契約書の内容を確認の上、申請いただき、次の事由に該当した場合は、次の対応を行うことがあります。

●無償譲渡条件がクリアできない場合 (最大延長 貸与後 5 年間)

①. クラブ登録後、3年経過して(5)の無償譲渡条件をクリアできない場合

● 次の事由に該当した場合

- ①. 配備器材を目的以外に使用
- ②. 配備器材の管理が著しく不良
- ③. 計画した活動の未実施
- ④. 財団の許可なく、配備器材を廃棄、譲渡、売却、転貸、担保として差し入れ
- ⑤. その他特別な事由

● 上記事由に該当した場合の対応

- ①. 配備器材の返却
- ②. 財団が配備に要した費用の弁償

やむを得ない状況により、クラブを廃部する場合、配備器材の返却、または他の海洋センター・クラブへの譲渡、利用者負担で廃棄処分を行っていただくことがあります。

(4) クラブの評価制度

● 目的

海洋クラブの管理・運営面での状況を把握し、更なる活動の活性化を図るための指標として評価し、海洋クラブへの公正な支援を行うための指標として実施しています。

● 海洋クラブ評価制度とは（特A・A・B・C・D）

4月1日から3月31日までの活動実績に基づき、5段階評価を行っています。

● 評価項目

大項目として、活動日数・活動人数・活動内容・構成員など6つに分かれています。

● 提出書類

- ・評価回答書／年間活動報告書（当該年度のクラブの現状、状況がわかる資料）
- ・次年度活動計画書／予算書

(5) お問い合わせ先

B&G財団 事業部 海洋センター・クラブ課

Tel:03-6402-5314 Fax:03-6402-5315 E-mail:center@bgf.or.jp

ホームページ:<http://www.bgf.or.jp/>

参考：全国の海洋クラブの紹介

全国の海洋クラブが作成した動画をご紹介します。

築上町海洋クラブ <http://urx.mobi/IuRP>

滝川海洋クラブ <http://urx.mobi/IuS0>

掛川海洋クラブ <http://urx.mobi/IuS3>

徳良湖海洋クラブ <http://urx.mobi/IuS8>

伊丹海洋クラブ <http://urx.mobi/IuRY>

江の島海洋クラブ <http://urx.mobi/IuS1>

美原海洋クラブ <http://urx.mobi/IuS4>

最後に、年間登録するクラブ数には限りがあります。

水辺に親しむ
子供たちを育てよう！！

